

県税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

徴収の猶予

次の1から4の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

1 次の①から⑥のいずれかに該当する事実があること

- ① 納税者とその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
- ② 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- ③ 納税者とその事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 納税者とその事業につき著しい損失を受けたこと
- ⑤ 納税者に上記①から④に類する事実があったこと
- ⑥ 本来の期限（法定納期限）から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

2 猶予該当事実に基づき、納税者とその納付すべき県税を一時に納付することができないと認められること

3 申請書が提出されていること（上記「1 ⑥」の場合は納期限までの提出が必要）

4 原則として、担保の提供があること

申請による換価の猶予

次の1から5の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

1 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること

2 納税について誠実な意思を有すると認められること

3 換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと

4 納付すべき県税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること

5 原則として、担保の提供があること

猶予が認められると

- ◆ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予される場合があります。

猶予期間

- 猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できると認められる期間に限りです。
- 猶予を受けた県税は、原則として、猶予期間中の各月に分割納付する必要があります。
※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

申請の手続き

～提出する書類～

猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合

- ① 徴収(換価)猶予申請書
- ② 財産収支状況書
- ③ 災害などの事実を証する書類
※徴収猶予の場合
- ④ 確定申告書、決算書、通帳の写し等

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合

- ① 徴収(換価)猶予申請書
- ② 財産目録書
- ③ 収支の明細書
- ④ 担保の提供に関する書類
- ⑤ 災害などの事実を証する書類
※徴収猶予の場合
- ⑥ 確定申告書、決算書、通帳の写し等

～申請の期限～

徴収の猶予

猶予を受けようとする期間より前まで
※ ただし、本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告等により納付すべき額が確定した場合(表面「1⑥」)は、その期限まで

換価の猶予

猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内

～猶予の承認又は不承認～

提出された書類を審査した後、総合支庁から猶予の承認又は不承認を通知します。
承認された場合は、その通知書に記載された分納計画のとおり納付してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

【主な担保の例】

国債、地方債、土地、建物又は自動車等で保険に附したものの、知事が确实と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要がありません。

- ◆ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ◆ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ◆ 担保として提供できる種類の財産がないといった特別な事情がある場合

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ◆ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ◆ 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税を滞納した場合 など

問い合わせ先

管轄の総合支庁税務担当課にお問い合わせください。